

○奈良県事務処理の特例に関する条例

平成十二年三月三十日  
奈良県条例第三十四号

奈良県事務処理の特例に関する条例をここに公布する。

奈良県事務処理の特例に関する条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十七の二第一項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和三十一年法律第六十二号)第五十五条第十項の規定によりみなして適用する同条第一項の規定に基づき、知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理することとするに關し必要な事項を定めるものとする。

(平三一条例三七・一部改正)

(市町村が処理する事務の範囲等)

第二条 別表第一の上欄に掲げる知事の権限に属する事務は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

第三条 別表第二の上欄に掲げる知事に対する申請又は届出等の受理、調査等は、それぞれ同表の下欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十二年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

3 動物の愛護及び管理に関する法律の一部を改正する法律(平成二十四年法律第七十九号)附則第三条第二項及び第八条第一項の規定による届出の受理は、奈良市が処理することとする。

(平二五条例五・追加)

別表第一(第二条関係)

(平一二条例一九・平一三条例二九・平一三条例一・平一三条例一七・平一四条例一八・平一五条例三二・平一五条例三五・平一五条例一二・平一五条例二〇・平一六条例三四・平一六条例一三・平一六条例一四・平一六条例一八・平一七条例二二・平一七条例三六・平一七条例五四・平一七条例一・平一七条例一五・平一八条例二七・平一八条例四三・平一九条例二四・平一九条例三五・平一九条例五〇・平二一条例五三・平二三条例二六・平二三条例二〇・平二四条例二二・平二五条例五・平二五条例二六・平二六条例五八・平二六条例三〇・平二七条例三九・平二七条例一六・平二七条例一九・平二八条例一九・平二九条例一五・平三〇条例一六・平三一条例三七・令元条例二〇・令元条例二一・令二条例三二・令二条例四六・令二条例五・令二条例八・令四条例一五・令五条例一三・一部改正)

事務	市町村
一 <u>地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号。以下この項において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第九条の五第一項の規定による届出の受理 2 法第九条の五第二項の規定による告示	奈良市 大和高田市 大和郡山市 天理市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 宇陀市 山添村 平群町 三郷町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 曾爾村 御杖村 高取町 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 野迫川村
二 <u>地方自治法第二百九十五条</u> の規定による条例の設定	天理市 橿原市 香芝市 宇陀市 御杖村 高取町
三 <u>あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律(昭和二十二年法律第二百七号。以下この項において「法」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第八条第一項(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による指示 2 法第九条の二第一項及び第二項(法第十二条の二第二項においてこれらの規定を準用する場合を含む。)の規定による届出の受理	橿原市 宇陀市 十津川村

<ul style="list-style-type: none"> <li>3 法第九条の三(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</li> <li>4 法第九条の四(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</li> <li>5 法第十条第一項(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収又は臨検検査</li> <li>6 法第十一条第二項(法第十二条の二第二項において準用する場合を含む。)の規定による命令</li> </ul>	
<p>四 <u>国有財産法(昭和二十三年法律第七十三号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、国土交通省所管の国有財産に係る<u>道路法(昭和二十七年法律第百八十八号)第八条第一項</u>に規定する市町村道の用に供されている国有財産に係る法第三章の二に規定する立入及び境界確定に関する事務並びにその他の立入及び境界確定に関する事務</p>	各市町村
<p>五 <u>国有財産法</u>(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、国土交通省所管の国有財産に係る<u>河川法(昭和三十九年法律第百六十七号)第一百条第一項</u>に規定する準用河川の用に供されている国有財産に係る法第三章の二に規定する立入及び境界確定に関する事務並びにその他の立入及び境界確定に関する事務</p>	奈良市 大和高田市 大和郡山市 橿原市 山添村 安堵町 川西町 高取町 王寺町 天川村 十津川村 下北山村 上北山村
<p>六 <u>医療法(昭和二十三年法律第二百五号)第十五条第三項</u>の規定による届出の受理</p>	奈良市
<p>七 <u>墓地、埋葬等に関する法律(昭和二十三年法律第四十八号。以下この項において「法」という。)</u>及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 法第十条第一項の規定による許可</li> <li>2 法第十条第二項の規定による許可</li> <li>3 法第十八条第一項の規定による立入検査又は報告の要求</li> <li>4 法第十九条の規定による命令又は許可の取消し</li> <li>5 1から4までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</li> </ul>	各町 各村
<p>八 <u>屋外広告物法(昭和二十四年法律第百八十九号。以下この項において「法」という。)</u>、<u>奈良県屋外広告物条例(昭和三十五年四月奈良県条例第十七号。以下この項において「条例」という。)</u>及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 法第七条第三項の規定による代執行及び費用の徴収</li> <li>2 法第七条第四項の規定による除却</li> <li>3 法第八条第一項本文の規定による保管</li> <li>4 法第八条第二項の規定による公示</li> <li>5 法第八条第三項の規定による評価、売却及び保管</li> <li>6 法第八条第四項の規定による廃棄</li> <li>7 条例第五条第一項の規定による許可</li> <li>8 条例第五条第三項の規定による条件の付加</li> <li>9 条例第五条の二第三項の規定による策定</li> <li>10 条例第五条の二第五項において準用する同条第四項の規定による公表</li> <li>11 条例第五条の二第七項の規定による届出の受理</li> <li>12 条例第五条の二第八項の規定による助言又は勧告</li> <li>13 条例第六条の二の規定による許可</li> <li>14 条例第八条の規定による許可</li> <li>15 条例第十一条ただし書の規定による許可印の押印</li> <li>16 条例第十四条第一項の規定による許可の取消し又は命令</li> <li>17 条例第十四条第二項の規定による代執行並びに告示及び掲示</li> <li>18 条例第十四条の八の規定による返還</li> <li>19 条例第十六条第一項の規定による報告の要求又は立入検査</li> <li>20 1から19までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</li> </ul>	各市(奈良市及び橿原市を除く。) 各町 山添村 上北山村 川上村
<p>九 <u>屋外広告物法</u>(以下この項において「法」という。)及び<u>奈良県屋外広告物条例</u>(以下この項において「条例」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 法第七条第三項の規定による代執行及び費用の徴収</li> <li>2 法第七条第四項の規定による除却</li> <li>3 法第八条第一項本文の規定による保管</li> <li>4 法第八条第二項の規定による公示</li> <li>5 法第八条第三項の規定による評価、売却及び保管</li> <li>6 法第八条第四項の規定による廃棄</li> <li>7 条例第十四条第一項の規定による命令</li> <li>8 条例第十四条第二項の規定による代執行並びに告示及び掲示</li> <li>9 条例第十四条の八の規定による返還</li> <li>10 条例第十六条第一項の規定による報告の要求又は立入検査</li> </ul>	曾爾村 御杖村 明日香村 黒滝村 天川村 野迫川村 十津川村 下北山村 東吉野村
<p>十 <u>屋外広告物法</u>(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 法第七条第二項本文の規定による代執行</li> <li>2 法第七条第三項の規定による代執行及び費用の徴収</li> <li>3 法第七条第四項の規定による除却</li> </ul>	橿原市

<p>4 法第八条第一項本文の規定による保管 5 法第八条第四項の規定による廃棄</p>	
<p>十一 <u>土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第一百三十三条の二第一項の規定による届出の受理 2 法第一百三十三条の二第二項の規定による公告</p>	<p>大和高田市 五條市 宇陀市 山添村 曾爾村</p>
<p>十二 <u>文化財保護法(昭和二十五年法律第二百十四号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>文化財保護法施行令(昭和五十年政令第二百六十七号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第二百五条第一項の規定による許可(政令第五条第四項第一号に掲げるものに限る。) 2 法第二百五条第三項において準用する法第四十三条第四項の規定による命令又は許可の取消し(1の許可に係るものに限る。) 3 法第三十条(法第七十二条第五項において準用する場合を含む。)の規定による報告の要求(1の許可に係るものに限る。) 4 法第三十一条第一項の規定による実地調査及び調査のための必要な措置(1の許可に係るものに限る。)</p>	<p>平群町 斑鳩町 川西町 三宅町 田原本町 高取町 明日香村 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町</p>
<p>十三 <u>診療放射線技師法(昭和二十六年法律第二百二十六号)第二十八条第二項</u>の規定により提出させること又は<u>同項</u>の規定による検査</p>	<p>奈良市</p>
<p>十四 <u>旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>旅券法施行規則(令和四年外務省令第十号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(規則で定める場合に係るものを除く。) 1 法第三条第一項の規定による申請の受理 2 法第三条第二項ただし書の規定による認定 3 法第三条第二項第二号の規定による認定 4 法第三条第三項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求 5 法第三条第五項の規定による確認 6 法第八条第一項(法第十条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による交付 7 法第八条第三項の規定による交付及び返納の受理 8 法第十七条第一項の規定による届出の受理 9 法第十七条第二項の規定による届出の受理 10 法第十七条第三項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求 11 法第十九条第五項の規定による返納の受理 12 法第十九条第六項の規定による消印及び還付 13 省令第七条第一項の規定による申出の受理 14 省令第七条第二項の規定による確認及び書類又は資料の提示又は提出の要求 15 省令第七条第五項(省令第十七条第四項において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による届出の受理並びに確認及び書類の提示又は提出の要求 16 省令第十七条第二項の規定による確認及び書類の提示又は提出の要求</p>	<p>橿原市</p>
<p>十五 <u>農地法(昭和二十七年法律第二百二十九号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第十八条第一項の規定による許可 2 法第十八条第三項の規定による意見の聴取</p>	<p>大和郡山市 御杖村 王寺町 天川村</p>
<p>十六 <u>租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1、3、5及び7については、<u>土地区画整理法</u>に基づく土地区画整理事業による宅地の造成に係るものを除く。) 1 法第二十八条の四第三項第五号イの規定による認定 2 法第二十八条の四第三項第六号の規定による認定 3 法第三十一条の二第二項第十四号ハの規定による認定 4 法第三十一条の二第二項第十五号ニの規定による認定 5 法第六十二条の三第四項第十四号ハの規定による認定 6 法第六十二条の三第四項第十五号ニの規定による認定 7 法第六十三条第三項第五号イの規定による認定 8 法第六十三条第三項第六号の規定による認定</p>	<p>奈良市</p>
<p>十七 <u>駐車場法(昭和三十三年法律第六号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第十二条の規定による届出及び届出事項の変更の届出の受理 2 法第十三条第一項の規定による届出の受理 3 法第十三条第四項の規定による届出の受理 4 法第十四条の規定による届出の受理 5 法第十八条第一項の規定による報告若しくは提出の要求又は立入検査 6 法第十九条の規定による命令</p>	<p>各町 明日香村</p>
<p>十八 <u>水道法(昭和三十三年法律第七十七号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第三十六条第三項の規定による指示 2 法第三十七条の規定による命令(1の指示に係るものに限る。) 3 法第三十九条第三項の規定による報告の徴収又は立入検査</p>	<p>斑鳩町 三宅町 曾爾村 御杖村</p>

<p>十九 <u>古都における歴史的風土の保存に関する特別措置法(昭和四十一年法律第一号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第七条第一項の規定による届出の受理</li> <li>2 法第七条第二項の規定による助言又は勧告</li> <li>3 法第七条第三項の規定による通知の受理</li> <li>4 法第八条第一項の規定による許可</li> <li>5 法第八条第五項の規定による条件の付加</li> <li>6 法第八条第六項前段の規定による命令</li> <li>7 法第八条第七項の規定による代執行及び公告</li> <li>8 法第八条第八項の規定による協議</li> <li>9 法第十八条第一項の規定による報告の要求</li> <li>10 法第十八条第二項の規定による立入検査</li> </ol>	<p>奈良市 天理市 橿原市 桜井市 斑鳩町 明日香村</p>
<p>二十 <u>近畿圏の保全区域の整備に関する法律(昭和四十二年法律第百三号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第八条第一項の規定による届出の受理</li> <li>2 法第八条第二項の規定による助言又は勧告</li> <li>3 法第八条第三項の規定による通知の受理</li> </ol>	<p>奈良市</p>
<p>二十一 <u>都市計画法(昭和四十三年法律第百号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第五十三条第一項の規定による許可</li> <li>2 法第五十三条第二項において準用する法第五十二条の二第二項の規定による協議</li> <li>3 法第八十条第一項の規定による報告若しくは提出の要求又は勧告若しくは助言(1の許可に係るものに限る。)</li> <li>4 法第八十一条第一項の規定による許可の取消し、変更、効力の停止、条件の変更若しくは新たな条件の付加又は命令(1の許可に係るものに限る。)</li> <li>5 法第八十一条第二項の規定による代執行及び公告(1の許可に係るものに限る。)</li> <li>6 法第八十一条第三項の規定による公示(1の許可に係るものに限る。)</li> <li>7 法第八十二条第一項の規定による立入検査(1の許可に係るものに限る。)</li> </ol>	<p>斑鳩町</p>
<p>二十二 <u>都市計画法</u>(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの(都市計画事業の施行者が町村であるものに限る。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第六十五条第一項の規定による許可</li> <li>2 法第六十五条第二項の規定による意見の聴取</li> <li>3 法第七十九条の規定による条件の付加(1の許可に係るものに限る。)</li> <li>4 法第八十条第一項の規定による報告若しくは提出の要求又は勧告若しくは助言(1の許可に係るものに限る。)</li> <li>5 法第八十一条第一項の規定による許可の取消し、変更、効力の停止、条件の変更若しくは新たな条件の付加又は命令(1の許可に係るものに限る。)</li> <li>6 法第八十一条第二項の規定による代執行及び公告(1の許可に係るものに限る。)</li> <li>7 法第八十一条第三項の規定による公示(1の許可に係るものに限る。)</li> <li>8 法第八十二条第一項の規定による立入検査(1の許可に係るものに限る。)</li> </ol>	<p>各町 明日香村</p>
<p>二十三 <u>柔道整復師法(昭和四十五年法律第十九号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第十八条第一項の規定による指示</li> <li>2 法第十九条第一項及び第二項の規定による届出の受理</li> <li>3 法第二十一条第一項の規定による報告の要求又は立入検査</li> <li>4 法第二十二条の規定による命令</li> </ol>	<p>橿原市 宇陀市 十津川村</p>
<p>二十四 <u>公有地の拡大の推進に関する法律(昭和四十七年法律第六十六号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第四条第一項の規定による届出の受理</li> <li>2 法第五条第一項の規定による申出の受理</li> <li>3 法第六条第一項及び第三項の規定による通知</li> </ol>	<p>斑鳩町 安堵町 田原本町 高取町</p>
<p>二十五 <u>動物の愛護及び管理に関する法律(昭和四十八年法律第百五号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>動物の愛護及び管理に関する法律施行規則(平成十八年環境省令第一号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第十条第一項の規定による登録(法第十三条第一項の規定による登録を更新する場合を含む。)</li> <li>2 法第十一条第一項(法第十三条第二項及び法第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による第一種動物取扱業者登録簿への登録</li> <li>3 法第十一条第二項(法第十三条第二項及び法第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による通知</li> <li>4 法第十二条第一項(法第十三条第二項及び法第十四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による登録の拒否</li> <li>5 法第十二条第二項(法第十三条第二項、法第十四条第四項及び法第十九条第二項において準用する場合を含む。)の規定による通知</li> <li>6 法第十四条第一項の規定による届出の受理</li> <li>7 法第十四条第二項の規定による届出の受理</li> <li>8 法第十四条第三項の規定による届出の受理</li> <li>9 法第十五条の規定による閲覧に供すること。</li> </ol>	<p>奈良市</p>

<p>10 法第十六条第一項(法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>11 法第十七条の規定による登録の抹消</p> <p>12 法第十九条第一項の規定による登録の取消し又は命令</p> <p>13 法第二十一条の五第二項の規定による届出の受理</p> <p>14 法第二十二条の六の規定による命令</p> <p>15 法第二十三条第一項(法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による勧告</p> <p>16 法第二十三条第二項の規定による勧告</p> <p>17 法第二十三条第三項(法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による公表</p> <p>18 法第二十三条第四項(法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令</p> <p>19 法第二十四条第一項(法第二十四条の四第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告の徴収又は立入検査</p> <p>20 法第二十四条の二第一項の規定による勧告</p> <p>21 法第二十四条の二第二項の規定による命令</p> <p>22 法第二十四条の二第三項の規定による報告の徴収又は立入検査</p> <p>23 法第二十四条の二の二の規定による届出の受理</p> <p>24 法第二十四条の三第一項本文の規定による届出の受理</p> <p>25 法第二十四条の三第二項の規定による届出の受理</p> <p>26 法第二十五条第一項の規定による指導又は助言</p> <p>27 法第二十五条第二項の規定による勧告</p> <p>28 法第二十五条第三項の規定による命令</p> <p>29 法第二十五条第四項の規定による命令又は勧告</p> <p>30 法第二十五条第五項の規定による報告の徴収又は立入検査</p> <p>31 法第二十六条第一項の規定による許可</p> <p>32 法第二十七条第二項(法第二十八条第二項において準用する場合を含む。)の規定による条件の付加</p> <p>33 法第二十八条第一項本文の規定による許可</p> <p>34 法第二十八条第三項の規定による届出の受理</p> <p>35 法第二十九条の規定による許可の取消し</p> <p>36 法第三十二条の規定による命令</p> <p>37 法第三十三条第一項の規定による報告の徴収又は立入検査</p> <p>38 法第四十一条の二の規定による通報の受理</p> <p>39 省令第二条第三項の規定による提出の要求</p> <p>40 省令第二条第五項(省令第四条第四項において準用する場合を含む。)の規定による登録証の交付</p> <p>41 省令第二条第六項の規定による登録証の再交付</p> <p>42 省令第二条第八項の規定による届出の受理</p> <p>43 省令第二条第九項の規定による返納の受理</p> <p>44 省令第四条第三項の規定による登録の更新</p> <p>45 省令第五条第六項の規定による提出の要求</p> <p>46 省令第十条の六第三項の規定による提出の要求</p> <p>47 省令第十二条の規定による申出等の受理</p> <p>48 省令第十三条第十一号の規定による通知の受理</p> <p>49 省令第十四条の規定により許可の有効期間を定めること。</p> <p>50 省令第十五条第三項の規定による提出の要求</p> <p>51 省令第十五条第五項(省令第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の交付</p> <p>52 省令第十五条第六項(省令第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による許可証の再交付</p> <p>53 省令第十五条第八項(省令第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>54 省令第十五条第九項(省令第十八条第五項において準用する場合を含む。)の規定による返納の受理</p> <p>55 省令第十六条第一項の規定による届出の受理</p> <p>56 省令第十七条第一号ロただし書の規定による認定</p> <p>57 省令第十七条第一号ハただし書の規定による認定</p> <p>58 省令第十八条第三項の規定による提出の要求</p> <p>59 省令第二十条第三号の規定による届出の受理</p> <p>60 省令第二十条第四号の規定による環境大臣の定めのうち別に規則で定めるもの</p>	
<p>二十六 <u>浄化槽法(昭和五十八年法律第四十三号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第五条第一項の規定による届出の受理</p> <p>2 法第五条第二項の規定による勧告</p> <p>3 法第五条第四項ただし書の規定による通知</p> <p>4 法第七条第二項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理</p> <p>5 法第七条の二第一項の規定による指導及び助言</p> <p>6 法第七条の二第二項の規定による勧告</p> <p>7 法第七条の二第三項の規定による命令</p> <p>8 法第十条の二第一項の規定による報告書の受理</p> <p>9 法第十条の二第二項の規定による報告書の受理</p>	<p>生駒市 曾爾村 御杖村</p>

<p>10 法第十条の二第三項の規定による報告書の受理  11 法第十一条の二第一項の規定による届出の受理  12 法第十一条の二第二項の規定による届出の受理  13 法第十一条の三の規定による届出の受理  14 法第十二条第一項の規定による助言、指導又は勧告  15 法第十二条第二項の規定による命令  16 法第十二条の二第一項の規定による指導及び助言  17 法第十二条の二第二項の規定による勧告  18 法第十二条の二第三項の規定による命令  19 法第四十九条第一項の規定による浄化槽台帳の作成  20 法第四十九条第二項の規定による情報の提供の要求  21 法第五十三条第一項の規定による報告の徴収(同項第一号に掲げる者に対するものに限る。)  22 法第五十三条第二項の規定による立入検査又は質問(同条第一項第一号に掲げる者に対するものに限る。)  23 法附則第十一条第一項の規定による助言又は指導  24 法附則第十一条第二項の規定による勧告  25 法附則第十一条第三項の規定による命令</p>	
<p>二十七 <u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(平成十四年法律第八十八号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律施行規則(平成十四年環境省令第二十八号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>1 法第九条第一項の規定による鳥獣の管理の目的(鳥獣による生活環境、農林水産業又は生態系に係る被害の防止の目的に限る。)とする鳥獣(規則で定めるものに限る。)の捕獲等又は鳥類(規則で定めるものに限る。)の卵の採取等の許可  2 法第九条第四項の規定により有効期間を定めること(1の許可に係るものに限る。)  3 法第九条第五項の規定による条件の付加(1の許可に係るものに限る。)  4 法第九条第七項の規定による許可証の交付(1の許可に係るものに限る。)  5 法第九条第八項の規定による従事者証の交付(1の許可に係るものに限る。)  6 法第九条第九項の規定による許可証又は従事者証の再交付(1の許可に係るものに限る。)  7 法第九条第十一項の規定による返納の受理(1の許可に係るものに限る。)  8 法第九条第十三項の規定による報告の受理(1の許可に係るものに限る。)  9 法第十条第一項の規定による命令(3の条件に違反した者に対するものに限る。)  10 法第十条第二項の規定による許可の取消し(1の許可に係るものに限る。)  11 法第十九条第一項の規定による登録(規則で定める事由により法第九条第一項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係るものに限る。)  12 法第十九条第三項の規定による登録票の交付(規則で定める事由により法第九条第一項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係るものに限る。)  13 法第十九条第五項の規定による有効期間の更新(規則で定める事由により法第九条第一項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係るものに限る。)  14 法第十九条第六項(法第二十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による登録票の再交付(12の登録票の交付に係るものに限る。)  15 法第二十条第三項の規定による届出の受理(規則で定める事由により法第九条第一項の許可を受けて捕獲した鳥獣に係るものに限る。)  16 法第二十一条第一項の規定による返納の受理(12の登録票の交付に係るものに限る。)  17 法第二十二条第二項の規定による登録の取消し(11の登録に係るものに限る。)  18 法第二十四条第一項の規定による鳥獣等(規則で定めるものに限る。)の販売の許可  19 法第二十四条第三項の規定により有効期間を定めること。  20 法第二十四条第四項の規定による条件の付加  21 法第二十四条第五項の規定による販売許可証の交付  22 法第二十四条第六項の規定による販売許可証の再交付  23 法第二十四条第八項の規定による返納の受理  24 法第二十四条第九項の規定による命令(20の条件に違反したものに限り。)  25 法第二十四条第十項の規定による許可の取消し(18の許可に係るものに限る。)  26 法第七十五条第一項の規定による報告の徴収(1の許可に係るものに限る。)  27 省令第七条第十一項の規定による届出の受理(1の許可に係るものに限る。)  28 省令第七条第十二項の規定による届出の受理(1の許可に係るものに限る。)  29 省令第七条第十三項の規定による届出の受理(1の許可に係るものに限る。)  30 省令第七条第十四項の規定による届出の受理(1の許可に係るものに限る。)  31 省令第二十条第五項の規定による届出の受理(12の登録票の交付に係るものに限る。)  32 省令第二十条第六項の規定による届出の受理(12の登録票の交付に係るものに限る。)  33 省令第二十四条第五項の規定による届出の受理  34 省令第二十四条第六項の規定による届出の受理</p>	各市町村
<p>二十八 <u>不動産登記法(平成十六年法律第二百二十三号)第一百十六条第一項及び第二項</u>の規定による登記の嘱託(<u>河川法第十六条の三第一項</u>の規定により市町村長が行う河川工事又は河川の維持に係るものに限る。)</p>	大和郡山市 橿原市

<p>二十九 <u>高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(平成十八年法律第九十一号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第十二条第一項の規定による届出の受理</li> <li>2 法第十二条第二項の規定による届出の受理</li> <li>3 法第十二条第三項の規定による命令</li> <li>4 法第五十三条第二項の規定による報告の徴収又は立入検査若しくは質問</li> </ol>	<p>斑鳩町 安堵町 田原本町 曾爾村</p>
<p>三十 <u>農地中間管理事業の推進に関する法律(平成二十五年法律第一百一号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第十八条第一項の規定による認可(同条第二項第一号ロ又は第二号ロに規定する土地が同条第五項第六号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。)</li> <li>2 法第十八条第七項の規定による通知及び公告(1の認可に係るものに限る。)</li> </ol>	<p>生駒市 葛城市 山添村 平群町 斑鳩町 安堵町 川西町 三宅町 田原本町 曾爾村 御杖村 明日香村 吉野町 大淀町 東吉野村</p>
<p>三十一 <u>奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(平成七年三月奈良県条例第三十号。以下この項において「条例」という。)</u>及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの(規則で定める施設に係るものに限る。)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第十四条の規定による届出の受理</li> <li>2 条例第十五条の規定による指導及び助言</li> <li>3 条例第十六条の規定による届出の受理</li> <li>4 条例第十九条第二項の規定による適合証の交付</li> <li>5 条例第二十条第一項の規定による報告の要求又は立入調査</li> <li>6 条例第二十一条第一項の規定による勧告</li> <li>7 条例第二十一条第二項の規定による勧告</li> <li>8 条例第二十二条第一項の規定による公表</li> <li>9 条例第二十二条第二項の規定による弁明の機会の付与</li> <li>10 条例第二十三条第二項の規定による報告の要求</li> <li>11 1から10までに掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</li> </ol>	<p>奈良市 橿原市 生駒市</p>
<p>三十二 <u>奈良県住みよい福祉のまちづくり条例(以下この項において「条例」という。)</u>及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、三十一の項事務の欄に掲げるもの(規則で定める施設に係るものに限る。)</p>	<p>各市 各町 明日香村</p>
<p>三十三 <u>奈良県生活環境保全条例(平成八年十二月奈良県条例第八号。以下この項において「条例」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第十二条の規定による届出の受理</li> <li>2 条例第十三条の規定による届出の受理</li> <li>3 条例第十四条の規定による届出の受理</li> <li>4 条例第十五条の規定による命令</li> <li>5 条例第十六条第二項(条例第三十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による期間の短縮</li> <li>6 条例第十七条(条例第三十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</li> <li>7 条例第十八条第三項(条例第三十七条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</li> <li>8 条例第二十条第一項の規定による命令</li> <li>9 条例第二十条第二項の規定による命令</li> <li>10 条例第二十条第三項の規定による命令</li> <li>11 条例第二十二条第二項の規定による通報の受理</li> <li>12 条例第二十二条第三項の規定による命令</li> <li>13 条例第二十五条第二項の規定による命令</li> <li>14 条例第二十七条の規定による届出の受理</li> <li>15 条例第二十八条の規定による届出の受理</li> <li>16 条例第二十九条の規定による届出の受理</li> <li>17 条例第三十条の規定による命令</li> <li>18 条例第三十三条第一項の規定による命令</li> <li>19 条例第三十五条第一項の規定による届出の受理</li> <li>20 条例第三十五条第二項の規定による命令</li> <li>21 条例第三十六条の規定による周知及び命令</li> <li>22 条例第四十条第二項の規定による命令</li> <li>23 条例第五十三条の規定による命令</li> <li>24 条例第六十一条第一項の規定による報告の要求又は立入検査(同項第五号及び第六号に掲げる者に対するものを除く。)</li> </ol>	<p>奈良市</p>
<p>三十四 <u>奈良県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十六年十二月奈良県条例第十八号。以下この項において「条例」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 条例第七条第一項の規定による収容</li> <li>2 条例第八条第一項の規定による通知及び公示</li> <li>3 条例第八条第三項本文の規定による処分</li> <li>4 条例第九条の規定による措置を講ずるよう努めること(同条第三号に掲げる場合に限る。)</li> <li>5 条例第十条本文の規定による譲渡(同条第三号に掲げる動物に係るものに限る。)</li> <li>6 条例第十一条第一項の規定による処分及び周知</li> </ol>	<p>奈良市</p>

7	条例第十三条第一項の規定による届出の受理	
8	条例第十三条第二項の規定による届出の受理	
9	条例第十四条の規定による命令	
10	条例第十五条第一項の規定による報告の徴収又は立入調査若しくは質問	

別表第二(第三条関係)

(平一三条例二九・平一三条例一七・平一四条例二二・平一四条例四四・平一四条例四九・平一四条例二一・平一五条例三二・平一五条例一八・平一六条例三八・平一六条例六・平一七条例二二・平一七条例一・平一七条例一五・平一八条例二七・平一八条例五八・平一八条例五九・平一八条例一六・平一八条例一九・平一九条例二四・平一九条例三五・平一九条例一四・平二〇条例五〇・平二〇条例二・平二〇条例二三・平二二条例四一・平二二条例五三・平二三条例二〇・平二四条例一〇・平二四条例二二・平二五条例七四・平二六条例一四・平二九条例一五・平三一条例三七・令五条例一・一部改正)

事務	市町村
一 <u>児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の四第二項</u> に規定する里親の認定の申請の受理及び認定のため必要な調査	各市 十津川村
二 <u>温泉法(昭和二十三年法律第百二十五号。以下この項において「法」という。)</u> 及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第三条第一項の規定による許可の申請の受理及び許可のため必要な調査 2 法第六条第一項(法第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請の受理 3 法第七条第一項(法第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による承認の申請の受理 4 法第七条の二第一項(法第十一条第二項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請の受理及び許可のため必要な調査 5 法第八条第一項(法第十一条第二項又は第三項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理 6 法第十一条第一項の規定による許可の申請の受理及び許可のため必要な調査 7 法第十四条の二第一項の規定による許可の申請の受理及び許可のため必要な調査 8 法第十四条の三第一項の規定による承認の申請の受理 9 法第十四条の四第一項の規定による承認の申請の受理 10 法第十四条の五第一項の規定による確認の申請の受理 11 法第十四条の六第二項の規定による届出の受理 12 法第十四条の七第一項の規定による許可の申請の受理及び許可のため必要な調査 13 法第十四条の八第一項の規定による届出の受理 14 1から13までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	奈良市
三 <u>医師法(昭和二十三年法律第二百一十号。以下この項において「法」という。)</u> 及び <u>医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十二号。以下この項において「政令」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第六条第三項の規定による届出の受理 2 政令第三条の規定による申請書の受理 3 政令第五条第二項の規定による申請書の受理 4 政令第六条第一項の規定による申請書の受理 5 政令第八条第二項の規定による申請書の受理 6 政令第九条第二項の規定による申請書の受理 7 政令第九条第五項の規定による返納の受理 8 政令第十条第一項の規定による返納の受理 9 政令第十条第二項の規定による返納の受理	奈良市
四 <u>歯科医師法(昭和二十三年法律第二百二号。以下この項において「法」という。)</u> 及び <u>歯科医師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十三号。以下この項において「政令」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第六条第三項の規定による届出の受理 2 政令第三条の規定による申請書の受理 3 政令第五条第二項の規定による申請書の受理 4 政令第六条第一項の規定による申請書の受理 5 政令第八条第二項の規定による申請書の受理 6 政令第九条第二項の規定による申請書の受理 7 政令第九条第五項の規定による返納の受理 8 政令第十条第一項の規定による返納の受理 9 政令第十条第二項の規定による返納の受理	奈良市
五 <u>保健師助産師看護師法(昭和二十三年法律第二百三十三号。以下この項において「法」という。)</u> 及び <u>保健師助産師看護師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十六号。以下この項において「政令」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 法第三十三条の規定による届出の受理 2 政令第一条の三第一項の規定による申請書の受理 3 政令第一条の三第二項の規定による申請書の受理 4 政令第三条第一項の規定による申請の受理 5 政令第三条第二項の規定による申請の受理	奈良市

<ul style="list-style-type: none"> <li>6 政令第三条第三項の規定による申請の受理</li> <li>7 政令第四条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>8 政令第四条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>9 政令第五条第一項の規定による申請の受理</li> <li>10 政令第六条第一項の規定による申請の受理</li> <li>11 政令第六条第二項の規定による申請の受理</li> <li>12 政令第七条第一項の規定による申請の受理</li> <li>13 政令第七条第二項の規定による申請の受理</li> <li>14 政令第七条第五項の規定による返納の受理</li> <li>15 政令第八条第一項の規定による返納の受理</li> <li>16 政令第八条第二項の規定による返納の受理</li> <li>17 政令第八条第三項の規定による返納の受理</li> <li>18 政令第八条第四項の規定による返納の受理</li> </ul>	
<p>六 <u>歯科衛生士法(昭和二十三年法律第二百四号)第六条第三項</u>の規定による届出の受理</p>	奈良市
<p>七 <u>医療法(以下この項において「法」という。)、医療法施行令(昭和二十三年政令第三百二十六号。以下この項において「政令」という。)</u>及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 法第七条第一項の規定による許可の申請の受理</li> <li>2 法第七条第二項の規定による許可の申請の受理</li> <li>3 法第七条第三項の規定による許可の申請の受理</li> <li>4 法第八条の二第二項の規定による届出の受理</li> <li>5 法第九条第一項の規定による届出の受理</li> <li>6 法第九条第二項の規定による届出の受理</li> <li>7 法第十二条第一項ただし書の規定による許可の申請の受理</li> <li>8 法第十二条第二項の規定による許可の申請の受理</li> <li>9 法第十二条の二第一項の規定による報告書の受理</li> <li>10 法第十六条ただし書の規定による許可の申請の受理</li> <li>11 法第十八条ただし書の規定による許可の申請の受理</li> <li>12 政令第四条第一項の規定による届出の受理</li> <li>13 政令第四条第二項の規定による届出の受理</li> <li>14 政令第四条の二第一項の規定による届出の受理</li> <li>15 政令第四条の二第二項の規定による届出の受理</li> <li>16 1から15までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</li> </ul>	奈良市
<p>八 <u>森林病虫害等防除法(昭和二十五年法律第五十三号)</u>の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの</p>	各市町村
<p>九 <u>文化財保護法(以下この項において「法」という。)</u>及び<u>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の現状変更等の許可申請等に関する規則(昭和二十六年文化財保護委員会規則第十号。以下この項において「規則」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 法第四十三条第一項の規定による許可の申請の受理及び許可証の交付</li> <li>2 法第九十二条第一項(法第九十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</li> <li>3 法第九十二条第二項の規定による指示及び命令の通知</li> <li>4 法第九十三条第二項の規定による指示の通知</li> <li>5 法第九十四条第一項の規定による通知の受理</li> <li>6 法第九十四条第二項の規定による通知</li> <li>7 法第一百五十五条第二項の規定による届出の受理</li> <li>8 法第一百二十五条第一項の規定による許可の申請の受理及び許可証の交付</li> <li>9 法第一百六十八条第一項及び第二項の規定による同意の申請の受理及び同意の伝達</li> <li>10 規則第三条第一項(規則第五条第一項において準用する場合を含む。)の規定による報告の受理</li> </ul>	各市町村
<p>十 <u>文化財保護法(以下この項において「法」という。)</u>及び<u>特別史跡名勝天然記念物又は史跡名勝天然記念物の復旧の届出に関する規則(昭和二十九年文化財保護委員会規則第九号。以下この項において「規則」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 法第一百八条、第二百十条及び第七十二条第五項において準用する法第三十三条の規定による届出の受理</li> <li>2 法第二百二十七条第一項の規定による届出の受理</li> <li>3 法第三百六条の規定による届出の受理</li> <li>4 規則第三条の規定による報告の受理</li> </ul>	各市町村
<p>十一 <u>森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>森林法施行規則(昭和二十六年農林省令第五十四号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 法第三十条(法第三十三条の三において準用する場合を含む。)の規定により知事が掲示する事項の掲示</li> <li>2 法第三十条の二(法第三十三条の三において準用する場合を含む。)の規定により知事が掲示する事項の掲示</li> <li>3 省令第五十条の規定により知事が掲示する事項の掲示</li> </ul>	各市(大和高田市を除く。) 平群町 三郷町 斑鳩町 高取町 上牧町 王寺町 吉野町 大淀町 下市町 各村

<p>十二 <u>歯科技工士法(昭和三十年法律第百六十八号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>歯科技工士法施行令(昭和三十年政令第二百二十八号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第六条第三項の規定による届出の受理</li> <li>2 法第二十六条第一項第四号の規定による許可の申請の受理</li> <li>3 政令第一条の規定による申請書の受理</li> <li>4 政令第三条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>5 政令第四条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>6 政令第五条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>7 政令第六条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>8 政令第六条第五項の規定による返納の受理</li> <li>9 政令第七条第一項の規定による返納の受理</li> <li>10 政令第七条第二項の規定による返納の受理</li> </ol>	奈良市
<p>十三 <u>自然公園法(昭和三十二年法律第百六十一号。以下この項において「法」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第十六条第二項の規定による協議の申出の受理</li> <li>2 法第十六条第三項の規定による認可の申請の受理</li> <li>3 法第二十条第三項の規定による許可の申請の受理</li> <li>4 法第二十一条第三項の規定による許可の申請の受理</li> <li>5 法第三十三条第一項の規定による届出の受理</li> <li>6 法第六十八条第一項の規定による協議の申出の受理</li> <li>7 法第六十八条第三項の規定による通知の受理</li> </ol>	奈良市 天理市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 平群町 三郷町 曾爾村 御杖村 野迫川村 十津川村 東吉野村
<p>十四 <u>自然公園法第七十九条第二項</u>の規定により <u>同法第六十八条</u>の規定の例によることとされる協議の申出及び通知の受理</p>	奈良市 大和郡山市 五條市 生駒市 山添村 斑鳩町 吉野町 大淀町 下市町
<p>十五 <u>薬剤師法(昭和三十五年法律第百四十六号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>薬剤師法施行令(昭和三十六年政令第十三号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第九条の規定による届出の受理</li> <li>2 政令第三条の規定による申請書の受理</li> <li>3 政令第五条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>4 政令第六条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>5 政令第六条第二項の規定による申請の受理</li> <li>6 政令第八条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>7 政令第九条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>8 政令第九条第五項の規定による返納の受理</li> <li>9 政令第十条第一項の規定による返納の受理</li> <li>10 政令第十条第二項の規定による返納の受理</li> </ol>	奈良市
<p>十六 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和四年法律第五十五号)附則第二条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の宅地造成等規制法(昭和三十六年法律第百九十一号。以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第八条第一項本文の規定による許可の申請の受理</li> <li>2 法第十二条第一項の規定による許可の申請の受理</li> <li>3 法第十二条第二項の規定による届出の受理</li> <li>4 法第十三条第一項の規定による検査の申請の受理</li> <li>5 法第十五条の規定による届出の受理</li> <li>6 1から5までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</li> </ol>	大和郡山市 天理市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 宇陀市 平群町 三郷町 斑鳩町 上牧町 王寺町 広陵町 河合町 吉野町 大淀町 下市町
<p>十七 <u>戦傷病者特別援護法施行規則(昭和三十八年厚生省令第四十六号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 省令第十四条の規定による補装具支給請求書又は補装具修理請求書の受理</li> <li>2 省令第十五条第一項の規定により知事が交付する補装具交付券又は補装具修理券の交付</li> </ol>	各市 十津川村
<p>十八 <u>母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)</u>に基づく資金の貸付けに係る事務であって<u>同法</u>の施行のための規則に基づくもののうち、別に規則で定めるもの</p>	各市(奈良市を除く。) 各町 各村
<p>十九 <u>近畿圏の保全区域の整備に関する法律第八条第一項</u>の規定による届出の受理及び助言又は勧告のため必要な調査</p>	大和郡山市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 平群町 三郷町 斑鳩町
<p>二十 <u>都市計画法</u>(以下この項において「法」という。)及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 法第三十条の規定による申請書の受理</li> <li>2 法第三十四条の二第一項(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による協議の申出の受理</li> <li>3 法第三十五条の二第二項の規定による申請書の受理</li> <li>4 法第三十五条の二第三項の規定による届出の受理</li> </ol>	各市(奈良市を除く。) 各町 各村

<p>5 法第三十六条第一項の規定による届出の受理  6 法第三十七条第一号の規定による承認の申請の受理  7 法第三十八条の規定による届出の受理  8 法第四十一条第二項ただし書(法第三十五条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による許可の申請の受理  9 法第四十二条第一項ただし書の規定による許可の申請の受理  10 法第四十二条第二項の規定による協議の申出の受理  11 法第四十五条の規定による承認の申請の受理  12 1から11までに掲げるもののほか、法の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの</p>	
<p>二十一 <u>都市計画法</u>(以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの  1 法第四十三条第一項の規定による許可の申請の受理  2 法第四十三条第三項の規定による協議の申出の受理</p>	<p>各市(奈良市を除く。)  各町 明日香村</p>
<p>二十二 <u>都市計画法第五十三条第一項</u>の規定による許可の申請の受理</p>	<p>各町(斑鳩町を除く。)  明日香村</p>
<p>二十三 <u>建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和四十五年法律第二十号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの  1 法第十二条の二第一項の規定による登録の申請の受理及び登録のため必要な調査  2 省令第三十二条の規定による登録証明書の交付  3 省令第三十三条第一項の規定による届出の受理</p>	<p>奈良市</p>
<p>二十四 <u>大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第七条</u>の規定による許可の申請の受理及び許可のため必要な調査</p>	<p>各町 明日香村</p>
<p>二十五 <u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成六年法律第百十七号。以下この項において「法」という。)</u>、<u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成七年政令第二十六号。以下この項において「政令」という。)</u>及び<u>原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則(平成七年厚生省令第三十三号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(1、2、6、8、13から15まで、19、20、22から24まで、28から35まで、37、39、41、43、45から48まで、50から53まで及び64については、国内に居住地及び現在地を有しない者に係るものを除く。)  1 法第二条第三項の規定により知事が交付する被爆者健康手帳の交付  2 法第七条の規定により知事が行う健康診断の通知  3 政令第三条第一項の規定による届出の受理  4 政令第四条の規定による届出の受理  5 政令第五条第一項の規定による届出の受理  6 政令第六条の規定により知事が再交付する被爆者健康手帳の交付  7 政令第八条第一項の規定による申請書の受理  8 政令第八条第二項の規定による認定書の交付  9 省令第一条第一項の規定による申請書の受理  10 省令第四条第二項(省令附則第五条において準用する場合を含む。)の規定による被爆者健康手帳(同条において準用する場合にあつては、第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証。12、14及び15において同じ。)への記載及び当該被爆者への返還  11 省令第七条第一項(省令附則第五条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理  12 省令第七条第三項(省令附則第五条において準用する場合を含む。)の規定による被爆者健康手帳の訂正及び当該被爆者への返還  13 省令第七条の二第一項(省令附則第五条において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理  14 省令第七条の二第三項(省令附則第五条において準用する場合を含む。)の規定による被爆者健康手帳の返還の受理  15 省令第八条(省令附則第五条において準用する場合を含む。)の規定による被爆者健康手帳の返還の受理  16 省令第二十二条第一項の規定による申請書の受理  17 省令第二十六条第一項の規定による申請書の受理  18 省令第二十九条第一項の規定による申請書の受理  19 省令第三十条の規定により知事が通知する文書及び知事が交付する証書の交付  20 省令第三十一条(省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により知事が通知する文書の交付  21 省令第三十二条第一項の規定による届出の受理  22 省令第三十三条第一項の規定による証書の返付又は同項の規定により知事が交付する証書の交付  23 省令第三十三条第二項の規定により知事が通知する文書の交付  24 省令第三十四条(省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理  25 省令第三十五条第一項(省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p>	<p>奈良市</p>

<p>26 省令第三十五条の二(省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>27 省令第三十五条の三第一項(省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>28 省令第三十六条(省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による証書の返付又は交付</p> <p>29 省令第三十七条第一項(省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による申請の受理</p> <p>30 省令第三十七条第三項(省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による返納の受理</p> <p>31 省令第三十八条第一項(省令第四十六条、第五十条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により知事が交付する証書の交付</p> <p>32 省令第三十九条(省令第五十四条において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>33 省令第四十条第一項(省令第四十六条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定により知事が通知する文書の交付</p> <p>34 省令第四十条第二項(省令第四十六条、第五十四条及び第六十三条第一項において準用する場合を含む。)の規定による命令の通知</p> <p>35 省令第四十一条(省令第四十六条、第五十条、第五十四条、第六十三条第一項及び第七十条第一項において準用する場合を含む。)の規定による届出の受理</p> <p>36 省令第四十四条第一項の規定による申請書の受理</p> <p>37 省令第四十五条の規定により知事が通知する文書及び知事が交付する証書の交付</p> <p>38 省令第四十八条第一項の規定による申請書の受理</p> <p>39 省令第四十九条の規定により知事が通知する文書及び知事が交付する証書の交付</p> <p>40 省令第五十二条第一項の規定による申請書の受理</p> <p>41 省令第五十三条の規定により知事が通知する文書及び知事が交付する証書の交付</p> <p>42 省令第五十六条第一項の規定による申請書の受理</p> <p>43 省令第五十七条の規定により知事が通知する文書及び知事が交付する証書の交付</p> <p>44 省令第五十八条第一項の規定による申請書の受理</p> <p>45 省令第五十八条第三項の規定により知事が通知する文書の交付及び同項の規定による証書の返付又は同項の規定により知事が交付する証書の交付</p> <p>46 省令第五十八条第四項の規定により知事が通知する文書の交付及び同項の規定による証書の返付</p> <p>47 省令第五十九条第一項の規定による届出の受理</p> <p>48 省令第五十九条第二項の規定による証書の返付又は同項の規定により知事が交付する証書の交付</p> <p>49 省令第六十条第一項の規定による届出の受理</p> <p>50 省令第六十一条第一項の規定による証書の返付又は同項の規定により知事が交付する証書の交付</p> <p>51 省令第六十一条第二項の規定により知事が通知する文書の交付及び同項の規定による証書の返付又は同項の規定により知事が交付する証書の交付</p> <p>52 省令第六十二条第一項の規定により知事が通知する文書の交付</p> <p>53 省令第六十二条第二項の規定による証書の返付又は同項の規定により知事が交付する証書の交付</p> <p>54 省令第六十五条第一項の規定による申請書の受理</p> <p>55 省令第六十五条第二項の規定による申請書の受理</p> <p>56 省令第六十六条の規定による届出の受理</p> <p>57 省令第六十七条第一項の規定による届出の受理</p> <p>58 省令第六十七条の二の規定による届出の受理</p> <p>59 省令第六十八条の規定による届出の受理</p> <p>60 省令第六十九条の規定による届出の受理</p> <p>61 省令第七十一条第一項の規定による申請書の受理</p> <p>62 省令第七十七条の規定により当該職員に聴取させること。</p> <p>63 省令附則第二条第三項の規定による申請書の受理</p> <p>64 省令附則第二条第四項の規定により知事が交付する第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証の交付</p> <p>65 省令附則第四条第一項の規定による届出の受理</p> <p>66 省令附則第四条の二の規定による届出の受理</p> <p>67 省令附則第四条の三第一項の規定による届出の受理</p>	
<p>二十六 <u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下この項において「法」という。)</u>及び<u>障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令(平成十八年政令第十号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの(政令第一条の二第三号に規定する精神通院医療に係るものに限る。)</p> <p>1 法第五十四条第一項の規定による支給認定に係る調査(政令第三十五条に規定する負担上限月額算定の算定に係るものに限る。以下この項において同じ。)</p> <p>2 法第五十六条第二項の規定による支給認定の変更の認定に係る調査</p> <p>3 政令第三十二条第一項の規定による変更の届出に係る調査</p>	各市町村

<p>二十七 <u>栄養士法施行令(昭和二十八年政令第二百三十一号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政令第一条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>2 政令第一条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>3 政令第三条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>4 政令第三条第四項の規定による申請書の受理</li> <li>5 政令第四条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>6 政令第四条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>7 政令第四条第三項の規定による申請書の受理</li> <li>8 政令第五条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>9 政令第五条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>10 政令第六条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>11 政令第六条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>12 政令第六条第五項の規定による返納の受理</li> <li>13 政令第八条第一項の規定による返納の受理</li> <li>14 政令第八条第二項の規定による返納の受理</li> <li>15 政令第八条第三項の規定による返納の受理</li> <li>16 政令第八条第四項の規定による返納の受理</li> </ol>	奈良市
<p>二十八 <u>クリーニング業法施行令(昭和二十八年政令第二百三十三号。以下この項において「政令」という。)</u>及び<u>クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号。以下この項において「省令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政令第一条第一項の規定による知事が交付する免許証の交付</li> <li>2 政令第一条第二項の規定による知事が訂正する免許証の交付</li> <li>3 政令第一条第三項の規定による知事が再交付する免許証の交付</li> <li>4 省令第三条の規定による受験願書の受理</li> <li>5 省令第四条の規定による申請書の受理</li> <li>6 省令第六条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>7 省令第六条第二項の規定による返納の受理</li> <li>8 省令第八条の規定による申請書の受理</li> <li>9 省令第十条第一項の規定による返納の受理</li> <li>10 省令第十条第二項の規定による返納の受理</li> </ol>	奈良市
<p>二十九 <u>診療放射線技師法施行令(昭和二十八年政令第三百八十五号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政令第一条の二の規定による申請書の受理</li> <li>2 政令第一条の四第二項の規定による申請書の受理</li> <li>3 政令第二条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>4 政令第三条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>5 政令第四条第一項の規定による申請書の受理</li> </ol>	奈良市
<p>三十 <u>臨床検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政令第一条の規定による申請書の受理</li> <li>2 政令第三条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>3 政令第四条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>4 政令第五条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>5 政令第六条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>6 政令第六条第五項の規定による返納の受理</li> <li>7 政令第七条第一項の規定による返納の受理</li> <li>8 政令第七条第二項の規定による返納の受理</li> </ol>	奈良市
<p>三十一 <u>理学療法士及び作業療法士法施行令(昭和四十年政令第三百二十七号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政令第一条の規定による申請書の受理</li> <li>2 政令第三条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>3 政令第四条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>4 政令第五条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>5 政令第六条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>6 政令第六条第五項の規定による返納の受理</li> <li>7 政令第七条第一項の規定による返納の受理</li> <li>8 政令第七条第二項の規定による返納の受理</li> </ol>	奈良市
<p>三十二 <u>視能訓練士法施行令(昭和四十六年政令第二百四十六号。以下この項において「政令」という。)</u>に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 政令第一条の規定による申請書の受理</li> <li>2 政令第三条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>3 政令第四条第一項の規定による申請書の受理</li> <li>4 政令第五条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>5 政令第六条第二項の規定による申請書の受理</li> <li>6 政令第六条第五項の規定による返納の受理</li> <li>7 政令第七条第一項の規定による返納の受理</li> <li>8 政令第七条第二項の規定による返納の受理</li> </ol>	奈良市

三十三 <u>救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定による申出の受理</u>	奈良市
三十四 <u>障害児福祉手当及び特別障害者手当の支給に関する省令(昭和三十九年厚生省令第三十四号。以下この項において「省令」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 省令第二条の規定による障害児福祉手当認定請求書の受理 2 省令第五条(省令第十六条において準用する場合を含む。)の規定による障害児福祉手当所得状況届の受理及び受給資格の認定のため必要な調査 3 省令第十五条の規定による特別障害者手当認定請求書の受理	各町 各村(十津川村を除く。)
三十五 <u>奈良県立自然公園条例(昭和三十九年十二月奈良県条例第二十三号。以下この項において「条例」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 条例第十七条第三項の規定による許可の申請の受理 2 条例第十九条第一項の規定による届出の受理	奈良市 大和郡山市 五條市 生駒市 山添村 斑鳩町 吉野町 大淀町 下市町
三十六 <u>奈良県自然環境保全条例(昭和三十九年三月奈良県条例第三十二号。以下この項において「条例」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 条例第二十八条の規定による届出の処理 2 条例第三十三条第二項の規定による通知の受理	奈良市 大和高田市 橿原市 桜井市 五條市 御所市 生駒市 香芝市 葛城市 平群町 三郷町 斑鳩町 高取町 上牧町 王寺町 広陵町 河合町
三十七 <u>奈良県文化財保護条例(昭和三十九年三月奈良県条例第二十六号。以下この項において「条例」という。)</u> に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 条例第四十四条の規定による届出の受理 2 条例第四十五条第一項の規定による許可の申請の受理 3 条例第四十六条において準用する条例第七条の規定による届出の受理 4 条例第四十六条において準用する条例第十一条の規定による届出の受理 5 条例第四十六条において準用する条例第十九条第一項の規定による届出の受理	各市町村
三十八 <u>ふぐの販売及びふぐ処理師に関する条例(昭和三十九年三月奈良県条例第二十八号。以下この項において「条例」という。)</u> 及び条例の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの 1 条例第五条第二項の規定による知事が交付する免許証の交付 2 1に掲げるもののほか、条例の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	奈良市

附 則(平成一二年条例第一九号)

この条例は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則(平成一三年条例第二九号)

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成一三年規則第五号で平成一三年五月一八日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現にされている改正前の別表第一の六の項19の確認(以下「確認」という。)の申請について、都市計画法及び建築基準法の一部を改正する法律(平成十二年法律第七十三号)附則第六条第二項の規定によりなお従前の例により行うものとされる確認は、同表の六の項市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。
- 3 この条例の施行前にされた確認(前項の規定に基づきなお従前の例によりこの条例の施行の日以後にされた確認を含む。)についての改正前の別表第一の六の項28から31までに掲げる事務は、同項市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則(平成一三年条例第一号)

この条例は、平成十三年五月十八日から施行する。

附 則(平成一三年条例第一七号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。ただし、別表第二の三の項を同表の九の項とし、同表の二の項を同表の八の項とし、同表の一の項の次に次のように加える改正規定(同表の一の項の次に次のように加える部分のうち同表の二の項2及び3に係る部分に限る。)は、規則で定める日から施行する。

(平成一四年規則第六四号で平成一四年四月一日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法令、条例又は規則(以下「法令等」という。)の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法令等の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法令等の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

(奈良県屋外広告物条例の一部改正)

- 3 奈良県屋外広告物条例(昭和三十五年四月奈良県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成一四年条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年三月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に改正前の奈良県准看護婦試験委員条例第二条第二項の規定により委嘱された准看護婦試験委員である者は、この条例の施行の日に、改正後の奈良県准看護師試験委員条例第二条第二項の規定により准看護師試験委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、その委嘱されたものとみなされる者の任期は、同条例第三条の規定にかかわらず、同日における改正前の奈良県准看護婦試験委員条例第三条の規定による委員としての任期の残任期間と同一の期間とする。
- 3 この条例の施行前に改正前のそれぞれの条例の規定によってした手続その他の行為であって、改正後のそれぞれの条例の規定に相当の規定があるものは、前項に定めるものを除き、改正後のそれぞれの条例の相当の規定によってしたものとみなす。

附 則(平成一四年条例第四四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第四九号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則(平成一四年条例第一八号)

- この条例は、租税特別措置法等の一部を改正する法律(平成十四年法律第十五号)附則第一条第六号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(施行の日=平成一四年一二月一八日)

附 則(平成一四年条例第二一号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年条例第三二号)

- この条例は、平成十五年四月十六日から施行する。ただし、第一条中別表第二の改正規定は、同月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第三五号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十五年四月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一二号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年一月一日から施行する。

附 則(平成一五年条例第一八号)

- この条例は、平成十六年四月一日から施行する。ただし、別表第二の改正規定(「次に掲げるもの」の下に「(1、2、6、8、13から15まで、19、20、22から24まで、28から35まで、37、39、41、43、45から48まで、50から53まで及び64については、国内に居住地及び現在地を有しない者に係るものを除く。))」を加える部分を除く。)は、公布の日から施行する。

附 則(平成一五年条例第二〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例の施行期日は、規則で定める。

(平成一六年規則第三四号で平成一六年一月二九日から施行)

附 則(平成一六年条例第三四号)

この条例は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第三八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十六年七月一日から施行する。

附 則(平成一六年条例第六号)

- この条例は、平成十六年十月一日から施行する。ただし、第二条中奈良県事務処理の特例に関する条例別表第二の九の項事務の欄3の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成一六年条例第一三号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- 一 別表第一の改正規定(次号に掲げる部分を除く。) 規則で定める日

(平成一六年規則第一七号で、平成一六年一二月一七日から施行)

二 別表第一の改正規定(別表第一の十七の項事務の欄4中「3」を「10」に改め、同欄中4を11とし、3の次に次のように加える部分に限る。) 平成十七年四月一日

附 則(平成一六年条例第一四号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(平成一六年規則第一九号で、平成一六年一二月一七日から施行)

一 第五条の次に一条を加える改正規定及び附則第四項の規定 公布の日

附 則(平成一六年条例第一八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第二二号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第二四号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第三六号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第五四号)

この条例は、平成十七年四月一日から施行する。

附 則(平成一七年条例第一号)

この条例は、平成十七年九月二十五日から施行する。

附 則(平成一七年条例第一五号)

この条例は、平成十八年一月一日から施行する。

附 則(平成一八年条例第二七号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年条例第四三号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年六月一日から施行する。

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 6 改正法附則第四条第一項の規定により引き続き動物取扱業を営むことができる場合において、奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三月奈良県条例第四十三号)による改正前の奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第十一条から第十七条までの規定の適用について、なお従前の例によることとされるこの条例による改正前の別表第一の二十一の項6から13までに掲げる事務は、同項市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

- 7 改正法附則第五条第一項の規定により引き続き特定動物の飼養又は保管を行うことができる場合において、奈良県動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(平成十八年三月奈良県条例第四十三号)による改正前の奈良県動物の愛護及び管理に関する条例第二十六条から第二十八条まで及び第三十条の規定の適用について、なお従前の例によることとされるこの条例による改正前の別表第一の二十一の項24、26及び27に掲げる事務は、同項市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

- 8 動物の愛護及び管理に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十七年政令第三百九十号)附則第二条第一項の規定により許可の申請をすることができる場合において、施行日前においても、この条例による改正後の別表第一の十の項18及び19に掲げる事務は、同項市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則(平成一八年条例第五八号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年条例第五九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令の一部を改正する政令(平成十八年政令第七十号。以下「改正令」という。)附則第二条第一項の規定によりなおその効力を有するとされる改正令による改正前の臨床検査技師、衛生検査技師等に関する法律施行令(昭和三十三年政令第二百二十六号)第二条から第九条まで、第二十二條及び第二十四条の規定に基づくこの条例による改正前の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第二の二十八の項に掲げる事務は、同項の市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則(平成一八年条例第一六号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一八年条例第一九号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成一九年条例第二四号)

この条例中別表第二の改正規定は平成十九年四月一日から、別表第一の改正規定は同月十六日から施行する。

附 則(平成一九年条例第三五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律又は条例の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法律又は条例の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律又は条例の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成一九年条例第五〇号)

この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則(平成一九年条例第一四号)

この条例中別表第二の二の項の改正規定は平成十九年十月二十日から、同表の十八の項及び十九の項の改正規定は同年十一月三十日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第五〇号)

この条例は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則(平成二〇年条例第二号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十年十月一日から施行する。ただし、次項の規定は、同年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 温泉法の一部を改正する法律(平成十九年法律第二百一十一号)附則第六条の規定により確認を受けることができる場合においては、この条例の施行の日前においても、この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第二の二の項10に掲げる事務は、同項市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則(平成二〇年条例第二三号)

この条例は、平成二十年十二月十五日から施行する。

附 則(平成二一年条例第五三号)

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第四一号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則(平成二二年条例第五三号)

この条例は、平成二十二年四月一日から施行する。

附 則(平成二三年条例第二六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成二三年規則第三〇号で平成二四年一月一日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則(平成二三年条例第二〇号)

(施行期日)

- 1 この条例中第一条の規定は平成二十四年四月一日から、第二条の規定は平成二十五年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法律の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

附 則(平成二四年条例第一〇号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

(平成二五年規則第一三一号で平成二五年四月一日から施行)

附 則(平成二四年条例第二二号)

(施行期日)

- 1 この条例中第一条の規定は平成二十五年四月一日から、第二条の規定は規則で定める日から施行する。  
(平成二五年規則第一二七号で平成二五年四月一日から施行)

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一又は別表第三の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事又は教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法律の規定により知事又は教育委員会に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては別表第一又は別表第三の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

附 則(平成二五年条例第七四号)

この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第五号)

この条例は、平成二十五年九月一日から施行する。

附 則(平成二五年条例第二六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係るこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第九条の五第一項の規定により知事に対してなされた届出で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における同法の適用については、当該市町村の長に対してなされた届出とみなす。

附 則(平成二六年条例第五八号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十六年四月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第一四号)

この条例は、平成二十六年十月一日から施行する。

附 則(平成二六年条例第三〇号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一又は別表第三の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事又は教育委員会がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法律の規定により知事又は教育委員会に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては別表第一又は別表第三の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

附 則(平成二七年条例第三九号)

この条例は、平成二十七年五月二十九日から施行する。

附 則(平成二七年条例第一六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年一月一日から施行する。

(奈良県事務処理の特例に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

- 4 附則第二項の規定によりなお従前の例によることとされる旧条例に基づく前項の規定による改正前の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の三十の項に掲げる事務は、同項市町村の欄に掲げる市町村が処理することとする。

附 則(平成二七年条例第一九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十八年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法律の規定により知事に対してなされた届出その他の行為で、施行日以後においては別表第一の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた届出その他の行為とみなす。

附 則(平成二八年条例第一九号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十九年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法律の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成二九年条例第一五号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一又は別表第二の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法律の規定により知事に対してなされた申請その他の行為で、施行日以後においては別表第一又は別表第二の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請その他の行為とみなす。

附 則(平成三〇年条例第一六号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係るそれぞれの法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日以後における法律の適用については、同表の下欄に掲げる市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則(平成三一年条例第三七号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則(令和元年条例第二〇号)

この条例は、令和元年十二月十六日から施行する。

附 則(令和元年条例第二一号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係る法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則(令和二年条例第三二号)

この条例は、令和二年四月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第四六号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年六月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第五号)

この条例は、令和二年六月一日から施行する。

附 則(令和二年条例第八号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和二年八月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係る法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するものは、この条例の施行の日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為とみなす。

附 則(令和四年条例第一五号)

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 別表第一の改正規定(次号及び第三号に掲げる部分を除く。) 公布の日

二 別表第一の十四の項の改正規定 令和五年三月二十七日

三 別表第一の二十六の項の改正規定 令和五年四月一日

附 則(令和五年条例第一号)

この条例は、令和五年五月二十六日から施行する。

附 則(令和五年条例第一三号)

(施行期日)

1 この条例は、令和六年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正後の奈良県事務処理の特例に関する条例別表第一の上欄に掲げる事務に係る法律の規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に法律の規定により知事に対してなされた申請で、施行日以後においては同表の下欄に掲げる市町村の長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後における法律の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村の長に対してなされた申請とみなす。